

建設経済常任委員会

平成20年6月19日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 工事委託契約の締結について

《付託陳情》

陳情第 2 号 最低賃金の大幅引き上げを求める陳情

出席委員（6名）

委員長 嶋田 哲 純

副委員長 滑 川 公 英

委 員 嶋田 茂 樹

委 員 平 野 浩

委 員 林 七 巳

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 明 智 忠 直

説明のため出席した者（16名）

副 市 長 鈴 木 正 美

商工観光課長 神 原 房 雄

農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫

建 設 課 長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下 水 道 課 長 中 野 博 之

農業委員会
事務局 小 田 雄 治

その他担当
職員 9名

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事務局次長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

また、市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前 10 時 1 分

（傍聴者入室）

再開 午前 10 時 1 分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

常任委員会の審査ということで、きょうは2日目ということで、昨日、公営企業常任委員会に続きまして建設経済常任委員会を開催していただくわけであります。委員の皆さん方には本当に早朝から大変ご苦労さまでございます。また、執行部の皆さん方にも説明のために大勢の皆さん方おいでいただきましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。

建設経済常任委員会に付託されました議案は1件、陳情が1件ということで、6月議会議案としましては大変少ないわけでありますけれども、慎重審議の上、よろしく願いを申し上げます。

ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願い申し上げます。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、明智議長のご出席をいただきまして、委員の皆様方には朝から大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議お願いいたします案件は、議案第2号、工事委託契約の締結についてでございます。その内容は、公共下水道旭市浄化センターの建設工事の委託契約となっております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、工事委託契約の締結についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

それでは、議案第2号について下水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） ボードに図面を用意しておりますので、前に出させていただきます。ご説明いたします。

おはようございます。

ご説明申し上げます前に大変申し訳ございませんが、事前に配布させていただきました資料、A3の2枚つづりのものでございますけれども、資料に誤記がございましたので訂正させていただきます。

まず、1ページ、左下の⑤水処理機械設備工事の3行目、最初沈殿地設備の「地」、それから2行下の最終沈殿地の「地」、それと2ページ目になりますけれども、2ページ目の⑤

機械の２行目の最初沈殿地の「地」がいずれも土偏になっておりますが、正しくは、さんずいの「池」でございますので訂正させていただきます。申し訳ありませんです。

それでは、議案第２号につきましてご説明申し上げます。

本議会での補足説明、議案質疑での説明と重複する点があるかと存じますが、ご了解お願いいたします。

最初に、委託内容でございますが、資料の１ページ、旭市浄化センター増設計画図をご覧ください。

黒色で着色している部分が既施設でございます、現在稼働しているところでございます。赤色で着色している部分が流入汚水量の増加が見込まれるため、今回委託をいたしまして、平成23年度末までに増設する施設でございます。

高段ポンプ棟につきましては、マンホールポンプによりポンプアップをしている状況でございますが、平成23年度末には既存容量の毎分2.5立方メートルを上回ることが予想されるため、①の土木建築工事により高段ポンプ棟を建設し、②、③の水処理設備工事及び電気設備工事により毎分2.5流米のポンプ２台、これは今現在マンホールポンプとして使用しているものを再利用するところでございますが、それと毎分４流米のポンプ１台、これは予備になりますけれども、これを設置するということを考えております。また、災害時などの停電の際に運転が停止しないよう非常用電源設備を設置いたしたいと考えております。

水処理施設でございますが、反応タンクと最終沈殿池の躯体につきましては１系列分が建設済みでございますが、初期対応ということで半系列分の設備を設置して現有処理能力といたしまして、日最大3,100立方メートルで当初、供用開始を行い現在に至っております。

なお、初期で流入汚水量が少量であり、大きな浮遊物が沈殿しないため初期対応といたしまして、最初沈殿池は今現在設置してございません。

平成23年度末には現有処理能力とほぼ同量の流入汚水量となることが予想され、施設容量に余裕がなくなるため、④の土木工事により１系列の分の最初沈殿池を建設し、⑤、⑥の水処理設備工事及び電気設備工事により１系列分の最初沈殿池と半系列分の反応タンクと最終沈殿池の設備を設置するものであります。

次に、工程及び事業費でございますが、資料２ページ目をご覧ください。

左側の丸付きの数字が１ページ目の工事と対応しております。また、グラフ下の数値は各年度別の事業費で、単位は100万円で記載してございます。

事業費は工事費と事業団への委託事務費との計でございますが、ふくそうするために事業

費のみを記載させていただいております。

下の表をご覧ください。

工種別の事業費ですが、土木建築工事は①と②でございまして4億8,600万円、水処理設備工事、これは機械設備工事でございますが、②と⑤で2億6,400万円、電気設備工事は③と⑥で2億3,600万円でございます。合計で9億8,600万円ということでございます。

また、年度別で見ますと平成20年度が9,000万円、平成21年度が3億7,600万円、平成22年度が3億3,400万円、平成23年度が1億8,600万円でございます。

次に、随意契約等をした理由と委託先を日本下水道事業団とした理由につきましては、密接に関連しておりますので併せてご説明いたします。

下水道施設の建設は、特に処理場の建設につきましては土木、建築、機械、電気などの各分野にわたる経験豊富な専門技術職員が必要でございます。一方、処理場の建設は、流入汚水量の増加に合わせて一定規模の施設を段階的に建設するもので、その間隔は数年あるいは10数年であり、本市の今回の増設においても、平成11年度末の供用開始後の最初の増設であり、平成23年度に必要とするということでございますので12年でございます。今後も同様であらうと思われるところでございます。

このような中、下水道事業を実施する各地方自治体がそれぞれ専門技術職員を十分確保するのは不効率、非経済的であることから、職員数を経常事務に必要な人数に抑え、不足する部分を必要な時に必要なだけ使えるよう専門技術職員を十分擁する日本下水道事業団が設立されておりまして、多くの地方自治体が利用しているところでございます。

日本下水道事業団への委託協定の内容は通常の請負業者への発注と異なり、積算業務、請負業者への発注業務、施工管理業務など地方自治体が行う業務を代行させるものであり、また、完成後の総合点検及び総合試運転、2年後までの事後点検、15年後の検診などアフターケアも万全でございます。

日本下水道事業団は昭和47年発足以来、これまでに数多くの施設の設計や建設等を受託してきた経験がございまして、このような団体は日本下水道事業団よりほかないことから、地方自治法第234条及び同法施行令第167条の2第1項第2号のその性質または目的が競争入札に適さないものとするときに該当することから、日本下水道事業団と随意契約により建設を委託したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 説明どうもご苦労さまでした。

日本下水道事業団というのは、地方公共団体の中でどのくらいのシェアを占めているんでしょうか。それと、資材が今高騰していますが、スライド条項とかそういうもの、4年にわたって仕事をするわけですけれども、そういう条項を付けてあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本議会の質疑につきましてもご説明いたしましたが、全国の処理場数が平成17年度末の資料でございますけれども、2,039か所ございます。そのうち日本下水道事業団が当初から建設に携わり通水を行った処理場の数が、これはちょっと平成19年で時期が2年ずれておりますけれども、平成19年度末までで1,206か所でございます。おおむね日本全国の処理場の中の約6割が日本下水道事業団が当初から携わっているというような状況でございます。

また、県下の実施につきまして見てみますと、下水道を実施している県下の地方自治体は県を含めまして37団体でございます。そのうち処理場を要しておる団体が22団体でございます。そのうち事業団に委託をしておるところが17団体ということでございまして、県下の約8割の地方自治体が日本下水道事業団に委託しているというような状況でございます。

また、2点目のスライド条項をしてあるかということでございますけれども、協定の中ではしてございません。これにつきましては、今後資材価格の上昇等によりまして委託金額がもしかして上昇する場合がございます。また協定の変更等によりまして対処したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） スライド条項はまだ付けていないということですが、契約書の中には、例えば1,000分の15という契約変更というのは入っているんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 地方自治体から日本下水道事業団への委託協定の中では、その条文は入ってございません。ただし日本下水道事業団がこの協定を受託した後、事業団のほうで請負業者に発注する契約の中には条項が盛り込まれているものと思っております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ということは、4年にわたって9億8,600万円ということは、事によってもっと数字が変わってくる可能性もあるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） この9億8,600万円につきましては、多少不慮なことがあっても対処でできるような柔軟なところで、ある程度の余裕を持って設定してございます。その中でのございましたら、契約の変更がなされなくて済むというようなことでございます。それ以上のことになりましたら、やはり協定の変更等を行います。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 本会議でも質疑があったんですけれども、契約の金額の9億8,600万円の根拠についてご説明をいただいたんですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質問に答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 9億8,600万円の積算につきましては、先ほどご説明を申しましたとおり、高段ポンプといたしまして土木建築工事費として4億8,600万円、水処理施設として2億6,400万円、電気設備として2億3,600万円ということでございます。これにつきましては、一部分詳細設計はできておりますけれども、今後詳細設計を進めていくというものもございます。基本設計は作成されてございますので、基本設計に過去の実績等々を含めた中で、精度の高い見積もりをしておるといようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 事業団の発注元というんですか、企業名については把握しているんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） ある程度把握をしております。日本下水道事業団におきましても、発注をする場合には登録者名簿に搭載されなければならないというものがございます。その中、県下で該当するであろう業者につきましての名簿につきましてはいただいております。その中、日本下水道事業団は本議会でもご説明いたしましたとおり、現在は原則として一般競争入札以外は行っておりません。ということで、どの業者も登録しておれば、その資格要件にのっとれば参加ができるということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第2号、工事委託契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） お手元に配布してございます防災マップの2面、両面刷りになっていますけれども、揺れやすさマップのほうをご覧いただきたいと思います。

今、世界各地でいろいろな地震が起きていますけれども、これは昨年度、国の補助をいただきまして作らせていただきました。これは県の地質データを基に作ったものでございます。地盤の揺れ、地震はどのぐらいのを想定しているかといいますと、旭市におきます直下型地震、それから元禄大地震、マグニチュードでいいますと6.9から8.2になりますけれども、これを想定しまして地盤の揺れでございます。

凡例のところを見ていただきたいと思います。

この大きな地震が起きますと、大体市内では震度6強の地震が起きます。色を3種類に分けてございますけれども、真ん中の震度6強、薄緑色が、震度6強の中でさらに3つに分けてございます。これは6から6.2、それから真ん中の黄色が6.2から6.3、左側のダイダイ色が6.3から6.5未満ということになります。

被害状況は下書いてあるとおりです。人ですと立っていることができないということになります。

裏のほうを見ていただきたいと思います。

地域の危険度マップ、これはこの地盤のところに、さらに建物の状況を落としたものでございます。建物の構造とか建築年度、ですから新耐震基準前の昭和56年以前の建物ですと被害がかなり出るということになります。

凡例のところに出ていますように、紫ですと危険度5で約30%程度の家屋の倒壊が出るということが想定されるということになります。例えば紫色がでございます。これが危険度5ということになります。その中に例えば50mメッシュで切っておりますから、平成10年ごろに建てた家もこの色になってしまいます。その中の構成比で計算しますので、こういう形になります。

次に、こちらのパンフレットを見ていただけますでしょうか。「もしもの地震に備えて、わが家の地震対策！」というパンフレットです。

これは、木造住宅が地震が来た場合に起きる被災原因とか、それに対して耐震改修をどのようにしていったらいいのか等が記載されております。また、その一番裏のほうには、今、私のほうで耐震診断を去年から、補助制度を実施しておりますけれども、そのPRが書かれています。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課の所管事業につきまして報告をいたします。

報告につきましては、政務報告で申し上げた部分もございますので、補足して報告したいというふうに思います。

まず、夏季観光についてお知らせしたいと思います。

夏季観光につきましては海水浴場の開設がございます。海水浴場につきましては、今年も飯岡と矢指ヶ浦の2か所で開設をいたします。開設期間につきましては7月19日から8月24日までの37日間ということになります。それに伴っての安全祈願につきましては7月19日に飯岡、それから矢指ヶ浦、両海水浴場と食彩の宿いいおかの3か所で実施する予定でございます。

それで、飯岡、矢指ヶ浦の祈願祭につきましては、正副委員長の出席をお願いしたいというふうに思います。

そのほか、あさひ砂の彫刻美術展が7月14日から21日まで、矢指ヶ浦海水浴場の西側の特設会場で作品の展示が行われます。20日の夜には発表会や花火大会などが行われる予定になっております。

また、そのほかにも恒例となっております「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦2008」につきましても、今年は8月2日に予定をしております。

それから、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル2008」でございますが、今年は第20回目を迎えるということの中で、7月26日・27日の2日間、食彩の宿いいおかの前で開催をいたします。今年は第20回の記念ということで花火大会の打ち上げ時間の延長、それから打ち上げ本数につきましても3,000発から4,000発にするということもございます。そのほかイ

ベント等も実施するという予定でございます。

そのほかにも「七夕市民まつり」について申し上げますと、第54回を迎える七夕まつりということで、今年も8月6・7日、水・木の2日間開催をいたします。催し物につきましては例年と変わるところはございません。また椎名佐千子さんにもおいでをいただくというふうになります。ミス七夕につきましては7月19日の土曜日に東総文化会館で行います。

七夕市民まつりでございますが、今年につきましては建設経済常任委員の皆様にも出席をお願いいたしたいというふうに考えております。

それから、旭市の食の市についてちょっと申し上げたいと思います。6月14日、先週の土曜日ですが、市内銀座通りを中心として各商店街での販売促進、売り出し、それから地元で生産された農畜産物などの展示即売を行いました。何でもそろそろ食のまち旭という部分を内外に発信したところでございます。こういったことが中心市街地のにぎわいを取り戻す一助になればというふうに思っております。当日の入り込み人数につきましては、約800人程度あったというふうに聞いております。

この食の市でございますが、商工会を中心に活動しております旭市中心市街地活性化委員会が、中心市街地の活性化に向けた初めての試みということで実施しました。今後もさまざまな取り組みを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

次に、プレミアム付き共通商品券の発行事業ということで、プレミアム付き共通商品券につきましては、ご存じのとおり、まちおこし、まちづくりの一環事業として実施しているものでございまして、今週の日曜日、6月22日に販売をいたします。市内全域を対象に5か所で6,000セット、6,600万円の費用というふうな中で発行いたします。これに加盟する店舗ですが、522店舗という部分で昨年より25店舗ほど増えております。このプレミアム付き共通商品券でございますが、年間通しては1万2,000セットということで1億3,200万円を予定しているところでございます。ですから、残りの6,000セット分につきましては年末に第2回目として販売する予定でございます。

最後に、長熊スポーツ公園の整備について申し上げたいと思います。

本事業につきましては、長熊スポーツ公園が市民の交流の場として、また釣り堀利用者が快適に利用できる施設として整備するものでございまして、整備面積につきましては、前々からお話ししておりますけれども、全体3.5ヘクタールのうちの釣り堀部分については約1.8ヘクタール、公園部分が1.7ヘクタールということになります。

その整備方針でございますが、現状の利用状況並びに整備要綱を踏まえた中で、釣り堀と

スポーツ施設等の整備というふうになります。

工事の手法でございますが、釣り堀部分につきましては、浮棧橋の改修、それからしゅんせつした汚泥、土砂等を固化して活用するというこの中で、ある程度専門的な知識も必要ということから、12月補正でコンサルに実施設計を委託して実施するという部分でございます。また、公園部分につきましては、市において設計して発注するというこのことから、今回釣り堀部分と公園部分を分離発注ということにしました。そのほかにも、魚は生き物でございますので、ある程度放流の時期も決まってくると思いますし、また補助事業の性格上、ある程度余裕を持って年度内に完成を目指すということもその要因ということになっております。

入札の予定日につきましては6月30日、一般競争入札で行う予定でおります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、配布してございます資料に基づきまして説明したいと思います。

初めに、旭中央病院アクセス道、東西線と南北線に色分けした線を入れた図面があるかと思います。それを見ていただきたいと思います。

おとといの用地買収の状況でございます。中央病院から国道までなんですけれども、赤い部分が62%、29人おまして18人が買収済みですよという説明でございます。青いほう中央病院から川島歯医者さんのところに至る道路でありまして82%、34人中28人が買収済みですということです。

私この席で第1回の定例会、3月議会の常任委員会で両方合わせた状況をご報告申し上げました。それは、これ全員合わせますと63人になるんですけれども、63人のうち、その時は22人でした。それが3月の状況ですけれども、今はこんな状況に変わっていますというようなものでございます。

この表につきましては、説明は以上です。

それからもう一つ、赤いライン、やはり千葉鹿島ライン計画ルート図というのがあります。これは東京ガスが千葉市から神栖市までガスパイプを道路の下に計画しまして、神栖のほうまでガスを供給しようというような計画です。千葉から八街、八街から芝山、芝山から、通った方はご存じかと思いますけれども、今、横芝光まで工事を終えております。これから匝瑳市

に入って旭市に入ると、こんな状況であります。

全部で総延長、ここにありますがけれども76キロメートルになるわけであります。旭市につきましては、2枚目の図面と見比べながら見ていただきたいと思いますけれども、これは秋田地先から始まりまして米込、入野、萬歳に通じる田んぼの真ん中にある農免道路を通すという、そういった計画であります。

旭部分につきましては9.8キロになります。具体的に来月、道路の占用に伴います細かい書類が出てまいります。でも、工事は予定としましては、2ページ目にありますように今年の秋から、田んぼが終わった時期から、10月ごろから始めて、最終的には平成22年3月まで管を埋める工事をやって、その後、舗装とするというのが平成22年度の末というような状況です。

先ほども言いましたように、これから細かい申請が上がってきますけれども、今の明らかにされています情報をお知らせしたいと思います。

なお、占用料、これはあくまでも試算ですけれども、年間150万円ぐらいかなというふうな予定であります。

これは東京ガスの行うガス埋設管の工事の関係です。

2点報告いたしました。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 当課からは、本年度の面整備工事につきましてご報告申し上げます。

本年度の面整備工事につきましては、袋地先約2.6ヘクタールの区域を予定しております。具体的な場所といたしましては、国道126号の袋の十字路からマツモトキヨシの十字路までの区間と仁玉川で囲まれた区域でございます。

工事内容といたしましては、国道部分につきましては、工事区間延長約280メートルの間に水深工及び開削工にて計200ミリの塩ビ管を埋設いたします。また、主要地方道旭小見川線につきましても、工事区間延長140メートルの間に同型の塩ビ管を埋設いたします。国道部分につきましては、交通量が多く昼間工事が困難でありますので、原則夜間工事で行い、それ以外の路線につきましては車両交通に影響の出る部分は夜間、そのほかは昼間工事で行う予定であります。工事の実施に当たりましては、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけい

たしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら工事を進めてまいります。

なお、去る5月29日、袋の加納院において地元説明会を開催したところであり、早期に工事発注ができるよう準備を進めております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 次ございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません、若干時間をいただきまして農水産課のほうから3点ご連絡、ご説明等をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の中に飯岡西部地区の仮同意取得状況、2枚の紙をお目通しさせていただきたいと思います。

本会議の一般質問の中でも同意、仮同意の同意率等につきましてご説明等をさせていただいております。この表につきましては詳細の同意状況というところでお目通しいただければと思います。

特に上のほうの番号1から9まで、これにつきましては飯岡西部地区の集落の方々290名に対しまして、同意率が現在90%。10番から30番、これにつきましては飯岡西部地区以外、例えば旧海上地区あるいは匝瑳市、千葉市、そういう方々いろいろ地区外にいるわけでございます。その方々の82名に対しまして84%、トータル的に89%の同意というようなことでお目通しいただければと思います。

さらに、後ろのほうの資料でございます。

やはりこれも一般質問の中で若干触れさせていただきましたけれども、未同意をされている方々の主な理由ということで、推進員と職員が接触した中で同意いただけない理由という部分で聞き取りをしたものでございます。1から7まで、こういう数字になっております。具体的には、事業の実施計画が具体化してから同意するよという方、あるいは米価が安くて今のところと、そういう方々の意見が実は42名あるということでございます。

ただこの内容からしてみると、同意をいただくということは、これからいろいろな推進活動の中で余り至難なことではないなと我々は考えております。いち早く42名の方に同意をいただくべく進む所存でございます。

あと若干ございますけれども、実は飯岡西部地区の土地改良に係る方々にアンケート調査を実施しました。資料の中にありませんけれども、実はこの中で、回答率は76%でありますけれども、買いたい人ということで、土地改良事業を機に買いたい人、これが32名いらっしゃ

やいます。面積的には約18町歩ほど面積的に買いたいと。逆に売りたいという方が72名いらっしゃいます。面積的には約17町歩ということで、だいたいの売りたい、買いたいという面積がほぼ一致をしているということで、土地改良事業を機に買いたい人、売りたい人の農地がある程度整理をされまして、担い手等に対して農地が集積されるのかなと、そういうふうを考えております。

それと、農水産課のほうで考えています土地改良事業、これはあくまでも受益農業者の農業振興ということで、これが第1でございます。現在、農家の方に意向を聞いてみますと、補助事業等を利用して規模拡大をしたいという方が15名ほどいらっしゃいます。こういう方々に対しまして、いろいろな意味でこの土地改良事業を契機に支援をしていきたいなというふうに、そろそろその時期かなということで、具体的には国庫の補助事業等を活用させていただいて、規模拡大をしたい人たちに対しての支援、こういうものも土地改良事業と併せまして進めていきたい、そういうふうを考えています。

それと、本席をおかりしまして若干おわびというんですか、我々は土地改良事業につきましては372名の方、これのご理解をいただかないと進むものではございません。すべての全員の方の理解、特に一般質問の中でも我々のほうからちょっと答弁等をさせていただいたんですけれども、他地区からの排水、これもやはり372名の方の了解、ご理解をいただかないと、役所がこういう絵をかいて、これでいきましょうということでやっておっても、これは成功するものではないと、土地改良事業のすべての方々にご理解をいただく、これが大前提というふうを考えております。

そういうふうなことで、いろいろこれから考えます計画等につきましても372名の方に十分ご説明をしてご理解を賜って、その中で一番いい計画、これを作成すべく、これから進んでいきたい、そういうふう考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、この資料の3ページ、2枚目のほうをご覧になっていただきたいと思ひます。

2枚目のところに平成19年度の地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業という長いタイトルがございます。これは実は市の会計を通さないで、実は直接国が市で構成しました担い手支援協議会。現在農協、あるいは農業委員会、あるいは農林漁業金融公庫あるいは海匠農林振興センター、こういう方々にメンバーになっていただきまして組織を立ち上げてございます。ここに実は補助金、こういうものが流れてきまして農業者の方に支援をする、そういうものを実は平成19年度から行っております。

具体的にはいろいろな農業者の方が機械整備、そういうものをする際に10分の3、30%以

内の支援を行う、補助金を付けるということでございます。あとの残りにつきましては、近代化資金あるいは農林漁業金融公庫資金の無利子資金で農業者の方の経営規模拡大の支援をしていく、そういう事業が平成19年度から立ち上がっております。

具体的に平成19年度、この真ん中の表にありますように、総事業費としましては4億9,300万円近く実は事業を行っております。総体的に農業者26件の方に対しまして平成19年支援をいたしまして、支援の中身等につきましては、この区分にありますように鉄骨ハウスあるいはトラクター、コンバイン、中には豚舎を規模拡大した、あるいは無人ヘリコプターを1機導入した、そういう農業者の方もいます。そんなことで国からの補助金、トータル的には1億4,285万4,000円、これが実は農業者のほうへの支援ということになっております。3割の支援の金額でございます。具体的な補助残につきましては、下に書いてありますように農業近代化資金あるいは農機具ローン、ちばみどりの資金、そういうもの等で農業者の方に対応をしていただいているということでございます。

さらに、次のページを見ていただきたいと思います。

そういう農業者の規模拡大に対します支援と併せまして、担い手のアクションサポート事業ということで、これはいわゆるソフト事業でございます。認定農業者に対しましてのいろいろな経営支援、それにつきまして平成19年にやったことが各種掲げてございます。平成19年の決算額としましては300万円、国から補助金をいただきまして、これを有効的に活用させていただいております。中には、実は市長にも行っていただきまして、トップセールスというようなことで東京の消費者に直接、あるいは市場に直接出向いていただきまして、旭市の野菜、そういうものを実はPRをした、そういう以下いろいろなことをやっております。

特に、平成20年につきましては若干国からの予算が減っておりますけれども、240万9,000円、このお金を使いまして、さらに担い手農業者への経営支援等をしてまいり所存でございます。

以上、実験事業あるいは担い手アクションサポート事業、これにつきましては市の予算書の中には盛り込んでありませんけれども、具体的にこういうものが動いておるということでご理解を賜ればと思います。

もう一つすみません、資料の中に「米政策改革の着実な推進に向けて」という資料を、リーフレットのほうをお目通しいただきたいと思います。

実はお米の生産調整、我々本当に農水産課、農業者の方には推進したくない事業でありますけれども、とはいえ実は、昨年秋に全国各地で生産調整を実施しておきながら米価があま

り上がらない、逆に下がっているという、そういう批判がありまして、国の施策は何をやっているかと、そういう中でどうも生産調整を確実にやっていない県が福島県、茨城県、千葉県、ここの3県が大分実は農業者間で問題になってきております。そういうような背景等もありまして、実は昨年秋から現在まで国・県から着実な推進、これが実はいろいろな面でご指導をいただいているところでございます。

現在、若干お米の値段が上がったよという農業者からもありますけれども、とはいえ確実にお米の消費は減っているという部分で、少しでも需要と供給のバランスが崩れると値段に差が出てくる。そんなことで具体的に現在、市としましては稲のホールクロップサイレージ、併せまして今年からえさ米という家畜にお米を食べていただく、そういうもの等で実は具体的に転作推進等をしております。

具体的な市の面積でありますけれども、資料の一番裏を見ていただきたいと思います。現在、旭市につきましてはこの資料の右側にありますように、需要量に関する情報、これが実は旭市内で生産していただきたいという数量が1万3,605トン、数量に直しますと22万6,750俵でございます。これを10アール当たり558キロという面積換算をしますと、旭市で作っていただきたい面積が2,438.2ヘクタールという、そういう実は指示が来ております。市内面積が4,156.7ヘクタールですので41.3%、これを転作をしてくださいという、そういう国あるいは県からの情報ということで流れてきております。この41.3というのはなかなか難しい数字でありますけれども、先ほど言いましたように、旭市には畜産農家のご理解をいただきながら、えさ米で現在少しでも国の施策に協力しようということで推進をしております。現在、市長が冒頭議会の前にごあいさつしましたように、その中で41という数字、そういう数字が現在、えさ米として手が上がっております。これもさらに拡大すべく現在、認定農業者等に対しましてお願いをしているところでございます。

ただ気になるのが、この資料のページの的には4ページをお開きいただきたいと思います。4ページの6のところにペナルティという、ちょっとあまりいい表現ではないんですけれどもあります。このペナルティの欄の右側の(2)のところに20年度産の生産調整が目標未達となった都道府県あるいは地域ということで、これにつきましては20年の産地づくり対策、交付金ですけれども、予定どおり交付されないことがありますよとか、あるいは21年の各種補助事業、融資について不利な取り扱いを受けることがあるよと、あるいは21年の産地づくり対策について不利な取り扱いを受けることがありますよという、国は実はペナルティということを久しぶりに掲げて我々に来ております。いつペナルティがあるかというのは、この

下に書いてありますように20年度産の生産調整のステージごとの推進状況を見ながら、適切なタイミングでやりますよということであります。

もう一つ気がかりになりますのが、(3)の認定農業者であることが要件となっている農林漁業金融公庫資金のスーパーL資金、これにつきまして、生産調整をやらないという理由で認定農業者の制度で取り消しをされた場合、これは繰上償還を求めることがありますよということで、我々農水産課としましては生産調整はやらないという理由で認定農業者の制度を取り消しする、これはちょっと乱暴かなというふうに審査会の中でちょっと議論しようかと思っているわけですが、こういう形で国から実は指示が来ております。

特に旭市で守りたいのは、冒頭言いました土地改良事業、これが補助金が付かなくなりすると大変なことになるというふうなことで、現在、国に向かいましては、えさ米等で積極的に対応している、逆に土地改良事業ができることによって着実な生産調整を実施する方向で考えている、そういうような形で説明等をさせていただいております。

そういうようなことで、農業者間のほうからはいろいろ生産調整に対しましていろいろな声があるのは承知しておるわけですが、いろいろな事情があって、市のほうもやらざるを得ないところでご理解をいただきたいと思います。

特に10ページのところに、一番下のほうに国は10アール当たり5万円を本年つけますよという、そういう制度も実は全国段階では500億円補正予算等で用意してございます。これも補正予算ですが、6月いっぱい使えるよということで、国からも正式にご連絡をいただいております。こういう緊急対策のお金あるいは県には他の町村で余っているお金を旭市にぜひということで声をかけまして、若干回ってくる予定でおります。

そんなことで、えさ米につきましては、10アール当たり農業者の方には今年は12万円程度、収穫物の出荷代金と合わせて12万円程度は確保できる予定だと、そういうような情報で今流してございます。そんなことでお米の生産調整につきましての現状をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、所管事項の報告の通告はいたしてございませんでしたけれども、若干連絡をさせていただきたいと思います。

ご案内のように、農業委員会の委員の任期が7月19日に到来いたします。当旭市では公選で20名、推薦選任委員が各団体から7名ということで、27名の農業委員の改選がなされるわけでございます。これに伴いましての統一選挙が7月6日に実施されますけれども、選挙そのものは総務課の選挙班のほうで行われる予定になっております。

なお、この立候補者の説明会が6月20日、あしたでございますけれども、1時半から市役所南分館のほうでとり行われることになっております。

そういうことでいろいろ推薦選任委員の中で議会推薦4名おりますけれども、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 申し訳ございません。先ほど説明の中で1点漏らしてしまいましたので、時間かけませんので、もう一度アクセス道路の図面、用地の買収状況という図面をちょっと探してみたいと思います。申し訳ございません。

ここで1点だけ説明しておかなければならなかったことは、この図面の下の左辺りに旭中央病院という活字があります。中央病院のところの道路が現在真っすぐになっているんですけれども、この図面は四角に曲がっております。これは、旭中央病院の新館に伴いまして一度旭市の道路がこんなふうに曲がるということになるわけです。これは中央病院の新館の建設の図面を見て何度かこれは出ていると思うんですけれども、こういった形になる。なるということは、9月補正で道路改良をさせていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、どうかひとつよろしく願いしたいと思っています。

具体的には、中央病院の新館に伴うものですから、負担金は中央病院、病院会計のほうからもらおうかなと、そんなふうな考えでおりますので、お知らせしたいと思います。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 建設課にお願いしたいんですけれども、先ほどガスパイプライン、これで今、萬歳地区から萬力地区に行くというのは、まだ全然幹線道路は舗装していないんですけれども、それは舗装してもらえるのか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員に対しての答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは舗装してもらうように協議したいと思います。今、未舗装になっています小見川線から東側の部分ですね。その辺は、西側についてもそうなんです。道路を全面ではなくて半分の舗装なんです。半分のところに管を入れますので、半分側は舗装のやり直しをするというようなことです。ほとんど舗装していないです。その辺のところはこれから協議するところでありますけれども、そのようになるようにしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ちょっと建設課にお聞きしたいんですけれども、中央病院のアクセス道、南北線に当たりましては29人中18人が同意ということであと11人、東西線におかれましては、32人中28人が同意と、11人の6人ですけれども、どうですか、同意のこれからの見通しといえますか、展開はもう明るい方向にいつているのでしょうか。その辺ちょっと分かれば、よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） だんだん用地交渉というのは難しい人が残るとというのは、これはもうずっと言っていることでありまして、特に東西線については急いで今やっています。というのは、来年1月以降に中央病院の新館の工事車両が入ってくるわけです。そんなことで急いでおりますけれども、ここで今本当に厳しい方は1人だけです。でも道路の線型としてそんなに影響ないような形でのお一方でありまして、あとは相続関係でちょっと時間が今かかるというのがありますので、何とかゴール目指して、新館の工事車両が入る時には間に合うように頑張っておるところです。

それと一方、南北線のほうですけれども、ここもかなり厳しい方もおりますけれども、いずれにしても跨線橋という橋を造るわけですから、橋の工事は2年かかるわけです。ですので、これも早く今やっておりますけれども、でも相手は人ですので、慎重に誠意を持って今当たっているところです。

委員から、めどはということを言われますけれども、とにかく今頑張っているということでお答えさせていただきます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 農水にお願いしたいのは、三川西部地区の同意のことなんですけれども、仮同意と本同意というのは、ほとんどの整備地区の中で開いているんですよね。それをやられると、今回の場合は相当負担が大きくなるので、要するに本当の……ちょっと数字のカウントが少なかったらいいんですけれども、仮同意だけやって、要するに採択を受けたら本同意はしないよと、そういう方々も結構今までの整備の中にはあるんですよね。ですから、そうすると本同意した方々が、今の場合だと同意しないとなれば、要するに除外になりますけれども、除外のところが今の整備だと全部まとめますよね。まとめるということは、本同意をした方々が同意をしなかった方々に耕地整理をしてやって、水路を造ってやる、道路を造ってやるということなので、100%でも95%でもいいんですけれども、本同意をぜひとっていただかないと、最近の方々というのはみんな同意した人のほうが負担がかかって、同意しないで除外申請した連中だけが喜ぶ整備になるので、その辺のことは十分加味して、本同意のほうもぜひ進めていただきたいと思います。

それと下水道関係ですけれども、地元の方々は例の仁玉川と126号の間ですけれども、どのくらい実際に加入していただけるというのを見込んでおるのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今の仮同意、本同意の関係でございます。

ご承知のように仮同意というのは土地改良事業どうでしょうかという、現時点ではまだ10アール当たりの工事費も全然出ておりません。農道の延長あるいは水路の延長、どこに農道が通る、どこに水路が通るというのはまだ白紙の状況でございます。ただ、飯岡西部地区で現在説明しているのは、例えば富浦地区でしたら10アール当たり幾ら、萬力2期地区ですと10アール当たり幾ら、他地区の状況はこうですよということで、ほぼこんな形でいくでしょうという、そういう説明しか今のところできていないと。というようなことで仮同意というようなことで、これから具体的な図面等を受益者のいろいろな方に入っていただきながら作っていきます。そうしますと、道路・水路の延長、いろいろな土地の形状が出てきまして、10アール当たり幾らという、そういう数字が固まってきます。それを見ていただいて、本同意でこれならやっていこうということで、そういう形で進む予定でいます。

それと、もう一つは事業に参加しない方が得をとという部分、それはないように、先ほど言いました事業に参加して施設園芸のハウスを立ち上げたい、そういう方々にもいろいろな

面で我々も支援をしながら、事業をしてよかったというそういう形の土地改良事業を目指したい、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本年度施行する国道から仁玉川の区間の2.6ヘクタールの対象の方々の人数ということでございますけれども、対象が16件でございます。それで5月29日に地元の説明会を行いまして、本年度施行をいたしたいということのご説明をさせていただきました。16件すべての方々が来年度には下水道に接続していただけるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 農水産課のほうにお願いしたいんですけれども、今、飯岡西部地区の仮同意が91%というようなことでありましたけれども、先ほど来、減反問題で今盛んに厳しいお話がありまして、現在、匝瑳地区ですか、春海の同意あたりでも95%以上の同意をもらってであると。しかしながら、今年度におきまして減反をやらなければ、それも6月20日までにやりなさいというような期間が短い時期でそういうような発言をされて、それではとても間に合わないということの中で、6月いっぱいまでにちゃんとした行動を示しなさいというのを県のほうから言われたというようなことでありまして、西部地区におきましても、せっかく同意をもらって、それで減反を41%やりなさいということになったら、今せっかくもらったのがぶっちゃげちゃうと、こういうことが今現実には起きているわけなんですけれども、そういうことの中で、これからどういうふうにしたら減反率を上げられるのか、再度いい案があればお示ししていただきたい。そして県下でも何か所か土地改良の要望が出ているというふうなことでございますので、減反をやったところを最優先にというような話も聞いておりますので、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 嶋田茂樹委員の質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員おっしゃいましたように土地改良事業の中で本当に生産調整が矢面に立たされております。実は県の農林水産部長室へ行きますと、我々に言われる

んですけれども、関所が課長あるよと。その関所というのは、実は各市町村の名前を書いてあって、今年の新規事業が書いてあります。達成していない市町村は赤印で書いてあるんですけれども、残念ながら旭市は赤く書いてございます。ただ、農林水産部長のほうからも、旭市のやっていることは十分理解していると。実は先ほどのえさ米につきましても、市長の市政方針の中にありましたように、41町歩現在まとまっております。これは千葉県の中では断トツ、もうかなり半分以上が旭市で実はえさ米に取り組んでおります。市内の方からは200町歩くらい畜産農家は受けるよということで、実は県のほうからも生産調整は、もうこれはえさ米でいくしかない、このえさ米については旭市がということでやっています。

そんなことで隣の匝瑳市には気の毒なんですけれども、旭市がこれだけやっていて何で匝瑳市はできないのということで、そういう形で今、椿海地区がいろいろ責められているということは我々も聞いています。

そんな中で旭市としては有利なえさ米、今、国の流れも実はえさ米と米粉です。そういうものをやることによって農業者、生産調整をしてもあまりお米と変わらないような所得保障ができるのかな、そういう筋道を作りながらお願いしていきたい。特に飯岡西部地区につきましても、県の方々にも、あの地域はもう転作を達成状況、一番地域の中ではいい地域でございます。ただ我々、いかんちょっと悲しいところ、飯岡西部地区に行きますと休耕地が土地改良事業の中に数多く、面積的に多くあります。これは言葉で言いますと後ろ向きな転作ですので、今回の土地改良事業をやることによって、休耕地を例えば畑地にして施設園芸の団地をやりたい人にはやっていただく。そうすることによって、水田を畑にすることによって、排水問題等もありますけれども、着実な生産調整の達成ということで、生産調整の達成を目的とした、実は土地改良事業の絵をかけるということです。

そんなことで県のほうからは、旭市については生産調整ができないからといって飯岡西部地区、これがだめになるということは一切聞いておりません。逆に飯岡西部地区、やることによって着実な生産調整ができるという、そういう形でご理解を県にはしていただいているということで思っております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（嶋田哲純） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

商工観光課以外は退席してください。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

では、10分とりまして、11時20分より再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 8 分

再開 午前 1 1 時 2 0 分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 12 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 2 号、最低賃金の大幅引き上げを求める陳情の 1 件であります。

それでは、陳情第 2 号について審査に入ります。

初めに、商工観光課より参考意見がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、最低賃金の現状と状況についてちょっとお話をしたいと思います。

最低賃金につきましては、ご存じのとおり国の制度として最低賃金法に基づき決定しているものでございまして、厚生労働省が最終的に都道府県におきます審議会、これは地方最低賃金審議会の答申を受けて、毎年 10 月ごろに改定しているものでございます。

平成 19 年度の千葉県の最低賃金は、時間額で 706 円です。この額は 47 都道府県の中で一応 5 番目に高い額というふうになっております。1 位は東京で 739 円、2 位が神奈川県で 736 円、3 位が大阪府で 731 円、4 位が愛知県の 714 円ということで、千葉県が 5 番目で 706 円というふうになっているものでございます。

ちなみに最低賃金につきましては、秋田県、沖縄県の 618 円というのが最低賃金というふうになっております。700 円以上の最低賃金という部分については全国で 7 つございまして、そのうちの 5 番目が千葉県の最低賃金というふうになっております。

続いて、銚子のハローワークの管内ということで、銚子市から横芝光町までになりますが、雇用賃金の状況についてちょっとお話ししたいと思います。

これは3月の職種別賃金という部分での統計でございますが、産業別の職種賃金につきましては72業種ございまして、その平均の求人賃金、これは雇う側のほうの賃金ですが、上限が959円、下限が838円ということで、あくまでも平均の賃金ですが、雇い側のほうからの募集をかけるときの銚子ハローワーク管内での金額としては上限が959円の下限が838円、あくまでも平均でございます。一方、求職希望賃金ということで雇われる側の部分ですが、その部分の賃金については平均で825円、要求としてはこの金額、825円ということになります。これもあくまでも平均の中での状況ということであります。

きょうの新聞各紙に出ておりました、インターネットでもそうですが、新たに国の、最終的には政府の円卓会議の中での結果を踏まえて中央最低賃金審議会、それから中央最低審議会で決定されるということになるわけですけれども、きょうの新聞等々によりますと、最近の物価高に配慮した中で、5年をかけて68円増にしていくと。ですから、賃金としては平均で755円に、今全国平均687円ですけれども、それを68円足した中で755円を5年かけて増額していくという政府の方針も出たようですが、これが円卓会議にかけられるという部分だと思います。

ちなみに68円増になった場合については、給与で平均的に1万2,000円程度上がるという部分というふうに聞いております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

何かございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 最低賃金については、生活保護との関係があると言われてはいますが、旭市の場合は、生活保護の支給額というのは最低賃金の1日当たりと比較して、どのくらいの差があるんですか。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対しまして、答弁を願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 生活保護につきましては、生活扶助、1類、2類とかいろいろ種類がございますけれども、実質支給額の部分については、収入がゼロという方については

12月の支給額としては12万1,480円、6月については10万7,320円ということで、月によって違うのかなというふうに思っています。

収入が5万円というふうにありますと、11万7,974円から5万円を引いた6万7,974円というのが支給額というような表になっております。詳しくはちょっと社会福祉課のほうでないと分かりませんが、一応そういう表ということになっております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） そうしますと最低賃金が時給706円で、それと比較した場合には、どういことになるんですか。高くなるんですか低くなるんですか。比較の形なんですけれども、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質疑に対しまして、答弁を願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） あくまでもこれは千葉県全体の中での部分で決められている部分でありまして、今、おっしゃったように706円という部分が千葉県全体の中で最低賃金というふうに見ております。その中で生活保護は旭市の部分について、この表からいくと10万7,000円というふうになりますと、月の給料にすれば12万円程度になるのかなという部分ですので、はっきり数字は分かりませんが、生活保護の部分よりはちょっと低目なのかなと。そういうこともあった中で、今度の最低賃金法の改正の中において生活保護との整合性に配慮するという部分が法律改正の中に入ってきておりますので、そういうものも加味していくのかなというふうに思っております。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 去年の10月に20円千葉県では上がっているんですね、時給が。それで今706円になっていますけれども、これに1日8時間掛けて、月だいたい平均したら22日なんですね。そうすると12万4,200円とか、その辺の金額になるので、支払う側にとっては急激に上げるということは、多分こんなに諸物価が高騰している中ですごく大変になるので、今、政府の原案のほうだと高卒初任給並みを目安に5年間で上げていくということになるので、これを即実現されると、千葉県内のほとんどが中小、零細なもので、その辺からいうと、逆に言えば雇用の力がなくなってしまうんじゃないかと思えますので、相当考えていただか

ないと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） あくまでもこれは国の制度として決めている部分ですので、私のほうからこうだという部分はありませんけれども、確かに今言われるように、12万円という部分を5年間で68円を増やしていくと。なぜ68円という部分が出てきたかといいますと、これは最近の物価高に配慮した中でという部分で、そうしますと68円をならしますと、今おっしゃったように1日8時間で22日ということになると1万2,000円増やすということになりますので、12万円プラス1万2,000円という部分で5年間で考えていくという部分でありまして、このことについてはあくまでも政府案の中で出ている部分でありますので、私のほうでこれに対していい悪いとか、何ともコメントのしようがありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時38分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（嶋田哲純） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げを求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(嶋田哲純) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田哲純) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(嶋田哲純) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純